

福井市建設工事の事故報告マニュアル

令和 6 年 4 月

福井市 工事・会計管理部 技術管理課

1. 目的

本マニュアルは、本市が発注した工事、設計コンサルタント業務（建設工事にかかる地質調査や測量業務等）（以下「建設工事」という。）における事故発生時の対応・報告を、発注者及び受注者が迅速かつ適切に行うことを目的とする。

2. 報告の範囲

報告の対象とする事故は、建設工事において発生した表 - 1 のいずれかに該当する事故とする。

3. 事故報告の流れ

受注者は、事故が発生した場合に次に示す「通報」、「事故速報」、「事故報告」の各段階に応じて迅速かつ適切に対応を行う。（図 - 1 フロー図参照）

(1) 通報

受注者は、工事現場等で事故が発生した場合、人命救助及び二次災害の防止を第一とし、事故現場の現状保存、関係機関への通報等必要な措置を行ったうえで、直ちに工事担当所属に通報する。

(2) 事故速報

1) 受注者からの速報

受注者は、通報後、速やかに工事担当所属へ「事故速報」（施 - 21 - 1）による速報を行う。

2) 発注者の対応

監督職員（主任監督職員含む、以下「監督職員」という。）は、必要に応じて事故現場の臨場を行い、現場状況等を工事担当所属長に報告する。

工事担当所属長は、必要に応じて契約権者に事故の状況を報告する。

(3) 事故報告

1) 「工事事務報告書」の提出

受注者は、事故のレベル（表 - 2）が、「2」又は「3」と判断された場合、若しくは事故の分類（表 - 1）が、「その他」と判断された場合は、「工事事務報告書」（施 - 21）を監督職員が指定した期日までに遅滞なく提出する。

2) 「工事事務の発生報告書」の提出

工事担当所属長は、受注者から「工事事務報告書」の提出があった場合、速やかに「工事事務の発生報告書」を作成し、契約課長及び技術管理課長に提出する。

3) 「工事事務処理報告書」の提出

工事担当所属は、受注者へ事故再発防止対策等の指導を行う。工事担当所属長は、指

導後、速やかに「工事事故処理報告書」を作成し、契約課長及び技術管理課長に提出する。

(4) その他

事故発生が夜間、休日の場合や市民からの通報等にも迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制の確立を行うとともに、関係部署間の連携について日頃から配慮する。

表-1 事故の分類

労働災害	<p>工事作業場内及びその隣接区域(以下「工事区域」という。)において、工事関係作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。また、資機材・工場製品輸送作業(以下「輸送作業」という。)に起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>工事作業場: 工事を施工する場所の他、工事材料の集積・廃棄、又は作業通路等のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分した区域。</p> <p>隣接区域: 本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。</p>
もらい事故	<p>工事区域において、工事関係者以外の第三者に起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p>
死傷公衆災害	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p>
物損公衆災害	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故。</p>
その他	<p>工事区域において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故や不発弾が発見された場合など。</p>

業務の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

表-2 事故のレベル

レベル	区分	内容
1	軽微な事故	<p>労働災害及びもらい事故のうち休業4日未満の人身災害、並びに物損公衆災害のうち第三者(二次被災者)の死傷に繋がる可能性が少なく、若しくは被害・影響が小さい場合など。</p>
2	事故	<p>休業4日以上的人身災害(ただし、死傷公衆災害は死亡以外すべて)、並びに物損公衆災害のうち第三者(二次被災者)の死傷に繋がる可能性が高い、若しくは被害・影響が大きい場合など。</p>
3	重大な事故	<p>人身災害のうち被災者が死亡した場合やクレーン転倒や火災、爆発など。</p>

表-3 事故の報告

提出必要 ×提出不要

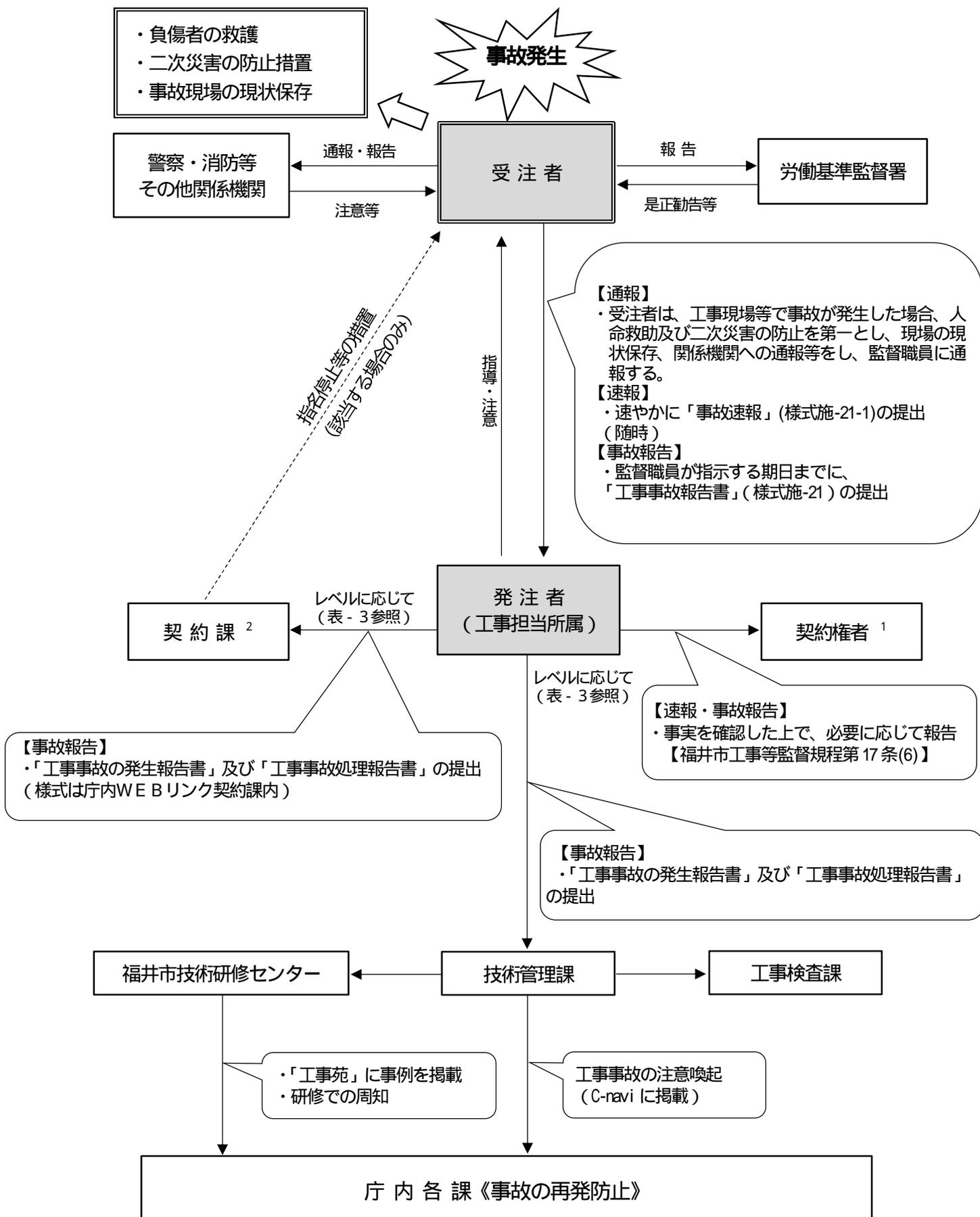
事故の分類	事故のレベル	事故速報	事故報告書	労働基準監督署への報告
労働災害	1		契約課は不要	○
	2, 3			○
もらい事故	1		×	×
	2, 3			○
死傷公衆災害	2, 3			必要に応じ報告
物損公衆災害	軽微なもの 注1		×	
	その他 注1			
その他 注2	1, 2, 3			○

注1. 「物損公衆災害」で報告を要しない軽微なものとは、第三者の資産に損害を与えた事故により、第三者の死傷に繋がる可能性が少ないもの。

第三者への被害や周囲への影響が大きい場合は「その他」に区分にする。

注2. 「その他」で報告を要するものは、労働安全衛生規則第96条関係で労働基準監督署への届出（報告）が必要なものや、不発弾の発見等報道による注意を促す必要があるものなど。

図 - 1 事故発生に係るフロー図



1 福井市財務会計規則第2条第10号に規定する契約権者(市長又はその委任(専決権の授与を含む)を受けて契約を締結する者をいう。)

2 企業局発注工事の場合も含む。

事故速報 (第〇報)

報告日時 月 日 () 時 分

工事名			
受注者名			
連絡者		連絡先	

発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃	天候		
発生場所				
事故分類	1. 労働災害 2. もらい事故 3. 死傷公衆災害 4. 物損公衆災害 5. その他			
原因者	だれが (何が)	1. 工事関係者(受注者・下請負 次) 2. 通行人・住民等 3. その他()		
		氏名	住所	
		勤務先	連絡先	男・女 才
		備考		
原因者	どうした時に (発生状況)	1. 現場作業中 2. 通行中 3. その他 詳細は内容欄に記載のこと		
		内容		
被災者	だれが (何が)	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. 現場資機材等 4. その他(備考欄に記載)		
		氏名	住所	
		勤務先	連絡先	男・女 才
		備考		
被災者	どうなった	1. 負傷 2. 死亡 3. 物損 詳細は内容欄に記載のこと		
		傷病の程度等		
周囲への影響	1. 多い 2. 少ない 3. なし 詳細は内容欄に記載のこと			
	内容			
関係機関への連絡の有無	市監理課	水道管路課	下水管路課	県管理課
	警察署	消防署	交通関係	労基署
	北陸電力	NTT	その他	
添付資料	・ 現場見取り図 ・ 現場写真 ・ 事故状況図 ・ その他() 添付資料の該当に 印。			

下記2項目は最終報告までに記入すること。

事故後の対応 (応急措置等)	
事故の原因	
監督職員指示事項 (監督職員が記入)	

受注者の方へ

事故発生時、太枠欄の情報を至急確認し電話等で通報して下さい。その他は、確認後の第2、3報でよい。

年 月 日

(発注者) 様

住所
受注者 氏名

現場代理人

工 事 事 故 報 告 書

下記工事について事故が発生したので報告します。

1 工 事 名

2 工 事 場 所 福井市 地係

3 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日

4 発生日時 年 月 日 時 分頃

5 被害状況

6 添付書類

注 添付書類は、事故の内容が分かる詳しい資料を添付すること。

事務連絡
年月日

課長様

長

工事事故の発生報告書

下記の工事にて、事故が発生しましたので報告します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工事場所 福井市 町地係
- 3 工期 着工 年月日
完成 年月日
- 4 受注者 建設株式会社
代表者
- 5 現場代理人
- 6 発生日時 年月日午前 時 分頃
- 7 被害状況 別紙事故報告書(様式施 - 21)
- 8 添付書類

